



# NEWS LETTER

今年も年度末を迎えます。会社では異動など動きの多い時期ですが、皆様、然るべき手続きはお済みでしょうか？

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

3

2016



## ■建物附属設備・構築物の減価償却方法が定額法に一本化

■グリーン投資減税の改正と補助金の取扱い

■今後重要性が増す高齢者の雇用管理における留意点

■従業員の職業生活における満足度

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿3-7-33ミツワバイナリー502

TEL：03-6302-0475／FAX：03-6302-0474

# 建物附属設備・構築物の 減価償却方法が定額法に一本化



## 影響の大小で



平成27年12月24日に閣議決定された平成28年度税制改正の大綱によりますと、法人税率の引下げに伴う課税ベースの拡大として、減価償却方法の見直しが予定されています。

## 減価償却方法の見直し

先述の大綱によれば、次の見直しが記載されています。

**平成28年4月1日以後に取得**をする建物附属設備及び構築物並びに鉱業用の建物の償却の方法について、定率法を廃止し、これらの資産の償却の方法を次のとおりとする（所得税についても同様とする。）。

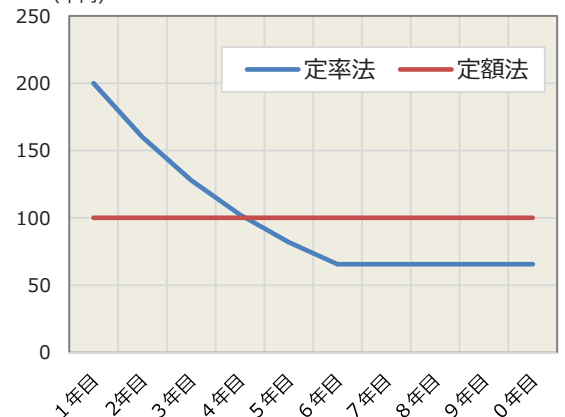
資産の区分	償却方法
建物附属設備及び構築物（鉱業用のこれらの資産を除く。）	定額法
鉱業用減価償却資産（建物、建物附属設備及び構築物に限る。）	定額法又は生産高比例法

（注）リース期間定額法、取替法等は存置する。

## 改正による影響を確認しましょう

税務上、減価償却は法定耐用年数にわたり分割して経費として認められるものであるため、減価償却方法が異なってもトータルの経費の額に変わりはありません。しかし、改正後の上記資産に関しては、はじめに多く経費として認められる定率法が適用できなくなります。

例：取得価額100万円、耐用年数10年の減価償却費（千円）



たとえば建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法は、これまで定額法又は定率法のいずれかを適用することとなっています。そのため定額法を適用している場合には、この改正による影響はありません。他方、定率法を適用している場合には、今回の改正による影響を受けることとなりますので、今後の投資計画と減価償却の計算にご注意ください。

# グリーン投資減税の改正と 補助金の取扱い



弊社（青色申告の中小企業者）の営業車として、日産自動車の「リーフ」を購入します。納車は平成28年4月以降となりますが、グリーン投資減税の適用は受けられるでしょうか。



ご相談のケースでは、グリーン投資減税（環境関連投資促進税制）に係る税額控除は適用することができませんが、特別償却は適用できる可能性があります。

①風力発電設備について普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却ができる措置（即時償却）を廃止する。

②対象資産について、太陽光発電設備を電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定発電設備以外のものとする等の見直しを行う。

③税額控除の対象資産から車両運搬具を除外する。

## 環境関連投資促進税制とは

青色申告法人が平成28年3月31日までに新品の設備等を取等して、その取得等をした日から1年以内に国内での事業用に供した場合には、その事業供用年度で特別償却又は税額控除（税額控除は中小企業者等に限りま）を適用することができます。

ただし、閣議決定後の平成28年度税制改正の大綱によれば、当該税制に関して対象資産を一部見直しした上で、適用期限の延長が図られる予定です。

## 平成28年度税制改正の大綱

先述の平成28年度税制改正の大綱によれば、環境関連投資促進税制について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長することとされています（所得税についても同様です。）。

日産自動車の「リーフ」は電気自動車として、環境関連投資促進税制の対象資産です。そのため、平成28年4月以降の取得であっても改正後の環境関連投資促進税制の対象資産になります。ただし上記③にあるとおり、税額控除の対象資産から車両運搬具が除外される予定であるため、当該税制において適用できるのは、特別償却のみとなります。

なお、環境関連投資促進税制は、国又は地方公共団体の補助金を取得した場合には適用することができません。「リーフ」などの電気自動車は、補助金の受給対象となりやすく、仮に補助金を受取った場合には環境関連投資促進税制自体を適用することができません。その点は、ご注意ください。

### 【グリーン投資減税の適用対象となる車両運搬具と税制適用範囲】

	(取得等の日) → 平成28年3月31日	平成30年3月31日
グリーン投資減税の適用対象となる車両運搬具 (電気自動車 ・ プラグインハイブリッド自動車 ・ エネルギー回生型ハイブリッド自動車)	特別償却 (取得価額×30%)	特別償却 (取得価額×30%)
	OR 税額控除※ (取得価額×7%)	—

※税額控除は、中小企業者等に限り適用が可能。

算出金額が適用事業年度の法人税額の20%相当額を超える場合には、当該20%相当額が限度。



## 今後重要性が増す高齢者の雇用管理における留意点

労働力人口の減少と昨今の人材不足により、女性や高齢者の労働力に期待する声が大きくなっています。どちらも、企業が求める働き方と労働者が希望する働き方を調整しておかなければ、無用なトラブルを抱えることとなります。そこで今回は、高齢者雇用にスポットを当て、法律が求める内容とその留意点を確認しておきましょう。

### ■ 高年齢者法の雇用確保措置

現在、定年年齢を定める場合には、60歳以上にする必要があり、65歳未満の定年年齢を定めている企業については、希望者全員を65歳まで雇用する措置を講じなければなりません。その具体的内容は、平成25年4月1日に施行された改正高年齢者雇用安定法（以下、「改正法」という）にあり、①定年制の廃止、②定年の引上げ（65歳以上）、③継続雇用制度の導入のいずれかの措置の導入が求められています（雇用確保措置）。厚生労働省の調査によると、雇用確保措置を実施している企業のうち、③の継続雇用制度の導入を採用している企業が81.7%を占めています。

この継続雇用制度の導入では、原則として希望者全員を65歳まで雇用することが求められていますが、改正法が施行される時点で、労使協定を締結していた企業については、継続雇用をしない基準に従い、継続雇用する労働者を限定することができます。

その対象者は特別支給の老齢厚生年金が支給される労働者であり、来年度（平成28年度）から、この特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が62歳に上げられることから、基準を設けている企業は基準を適用できる者について、再確認しておく必要があります。

### ■ 高齢者の無期転換の例外

継続雇用制度の導入にあわせて留意しておくべきことに、労働契約法の無期転換に関する規定があります。無期転換とは、有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合に、労働者の申込みにより無期契約に転換するというものであり、原則としては、定年後の継続雇用者も対象となっています。そのため、例えば60歳の定年年齢到達後に1年更新の継続雇用制度で65歳まで勤務した労働者について、さらに継続勤務をしてもらうと無期転換申込権が発生することになります。

この場合、都道府県労働局長の認定を受けることにより、定年年齢に達した後、引き続いて雇用される者に関しては、無期転換申込権が発生しないという取り扱いが設けられています。この認定については、高年齢者雇用推進者の選任や、勤務時間制度の弾力化といった、高齢者に対する適切な雇用管理に関する計画を作成する必要があります。また、この特例の対象となるのは、あくまでも定年年齢に達した後に引き続いて雇用する者であり、定年年齢以降に新規雇用された者は対象になりません。

法律ではこのような規定がありますが、高齢者にそもそもどのような仕事をしてもらうのか、そのときの労働時間や賃金をはじめとした労働条件はどうするのかを、整理しておく必要があります。

# 従業員の職業生活における満足度

業種や規模を問わず、人材確保が難しくなっているとされています。こうした状況では既存従業員に定着して働き続けてもらうことが欠かせません。ここでは、昨年11月に発表された調査結果（※）から、従業員の職業生活の満足度に関するデータをご紹介します。

## ■ 正社員の場合

上記調査結果から、項目別に従業員の職業生活の満足度別割合をまとめると、以下のとおりです。「満足」又は「やや満足」（以下、満足）とした割合をみると、「仕事の内容・やりがい」が68.1%で最高となりました。次いで「雇用の安定性」、「正社員との人間関係、コミュニケーション」などが50%を超えました。

次に「不満」又は「やや不満」（以下、不満）の割合をみると、「賃金」が29.7%で最も高くなりました。次いで、「人事評価・処遇のあり方」、「職場での指揮命令系統の明確性」が20%を超えました。

## ■ 正社員以外の場合

満足とした割合をみると、「仕事の内容・やりがい」が66.8%で最高となりました。これは正社員と同様の傾向です。次いで「正社員以外の労働者との人間関係、コミュニケーション」、「正社員との人間関係、コミュニケーション」などが50%以上になりました。

不満の割合をみると、これも正社員の場合と同様で、「賃金」が34.2%で最も不満の高い項目となりました。次いで「福利厚生」が20%を超えました。

項目別 従業員の職業生活の満足度別割合（%）

	「満足」又は「やや満足」		どちらでもない		「不満」又は「やや不満」		不明	
	正社員	正社員以外	正社員	正社員以外	正社員	正社員以外	正社員	正社員以外
仕事の内容・やりがい	68.1	66.8	21.9	23.8	9.1	8.0	0.9	1.5
賃金	45.2	39.8	24.4	24.6	29.7	34.2	0.7	1.5
労働時間・休日等の労働条件	52.7	58.5	24.1	22.9	19.3	15.4	3.9	3.1
人事評価・処遇のあり方	39.3	37.1	37.7	41.8	21.7	18.5	1.4	2.6
職場の環境（照明、空調、騒音等）	54.4	52.8	27.0	28.7	14.5	15.6	4.1	3.0
正社員との人間関係、コミュニケーション	58.5	59.2	27.6	27.1	8.5	10.9	5.4	2.8
正社員以外の労働者との人間関係、コミュニケーション	53.2	60.8	35.2	29.0	5.2	7.1	6.4	3.1
職場での指揮命令系統の明確性	44.0	45.2	29.8	31.8	20.9	19.8	5.3	3.2
雇用の安定性	65.5	42.6	25.9	35.6	5.9	17.9	2.7	3.9
福利厚生	48.9	29.8	33.7	45.2	15.3	20.9	2.2	4.0
教育訓練・能力開発のあり方	38.1	26.3	41.2	50.8	19.1	19.2	1.6	3.7
職業生活全体	52.0	42.2	33.7	40.7	12.4	13.8	1.9	3.3

厚生労働省「平成26年就業形態の多様化に関する総合実態調査の概況」より作成

職業生活での満足度を高めることは、従業員の定着にとって大切です。ここで紹介した項目について、自社はどうか、振り返るための材料にしてみてください。

（※）厚生労働省「平成26年就業形態の多様化に関する総合実態調査の概況」

日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づく16大産業に属する、5人以上の常用労働者を雇用する事業所及び当該事業所に就業している労働者を対象にした調査です。調査対象数は52,949人、有効回答数34,511人、有効回答率65.2%となっています。詳細は次のURLのページから確認できます。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/keitai/14/index.html>

IT news

# サイバーセキュリティ経営 ガイドラインが策定されました

昨年末、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」(※1)が発表されました。このガイドライン発表の背景には、企業が保有する個人情報などへのサイバー攻撃の増加や、それに対する企業の対応が不十分なことがあります。ここでは企業におけるセキュリティ侵害の現状や、ガイドラインの概要などをご紹介します。

## ■セキュリティ侵害の現状

総務省の調査結果(※2)から、過去1年間で情報通信ネットワーク利用の際に発生したセキュリティ侵害の推移をまとめると、下表のとおりです。平成23年以降は、調査対象の40%程度が何らかの被害を受けたと回答しています。逆に特に被害はないという回答は、24年の60.2%以降、減少しています。

具体的な侵害では、ウィルスを発見又は感染とする割合が最も高くなりました。また、不正アクセスやスパムメールの中継利用・踏み台、DoS (DDoS) 攻撃は侵害割合の数字自体は少ないものの、年々高くなっていることがわかります。

## ■ガイドラインの概要

27年12月にサイバーセキュリティ経営ガイドラインが発表されました。経済産業省によると、このガイドラインは「大企業及び中小企業（小規模事業者を除く）のうち、ITに関するシステムやサービス等を供給する企業、及び経営戦略上ITの利活用が不可欠である企業の経営者を対象に、経営者のリーダーシップの下で、サイバーセキュリティ対策を推進するため」のものであります。サイバー攻撃から企業を守る観点で、経営者が認識する必要のある3原則や、経営者が対策を実施する上での責任者に指示すべき重要課題10項目が示されています。その他、サイバーセキュリティ経営チェックシートも用意されています。

過去1年間の情報通信ネットワークの利用の際に発生したセキュリティ侵害 (%)

	22年	23年	24年	25年	26年
何らかの被害を受けた	49.5	39.8	37.6	36.3	38.8
ウィルスを発見又は感染	47.3	38.2	36.5	34.5	36.1
コンピュータウィルスを発見したが感染しなかった	31.3	26.9	23.9	23.0	27.1
コンピュータウィルスを発見し、少なくとも1回は感染した	16.5	11.3	12.7	11.5	9.0
不正アクセス	1.6	0.9	0.9	1.7	1.8
スパムメールの中継利用・踏み台	1.9	2.3	2.1	2.9	3.6
DoS (DDoS) 攻撃	1.4	1.0	0.8	1.2	2.1
ホームページの改ざん	0.4	0.1	0.9	0.9	0.5
故意・過失による情報漏洩	0.8	0.7	1.0	0.4	0.9
その他の侵害	0.7	0.4	0.5	0.5	0.7
特に被害はない	47.5	58.5	60.2	59.3	58.0
無回答	3.0	1.7	2.3	4.4	3.2

総務省「通信利用動向調査」より作成

企業の競争力向上には、ITの活用が効果的であるケースが増えています。今後IT活用を進める企業は、このガイドラインの内容もご覧いただくと、よいのではないのでしょうか。

(※1) 平成27年12月28日 経済産業省「サイバーセキュリティ経営ガイドラインを策定しました」  
詳細は次のURLから確認できます。http://www.meti.go.jp/press/2015/12/20151228002/20151228002.html

(※2) 総務省「通信利用動向調査」

常用雇用者数100人以上の企業を対象に約5000企業を抽出して行われた調査です。有効回収率は58.9%となっています。  
用語の定義や詳細は次のURLから確認できます。http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html

今月は、個人の確定申告期限であると同時に、3月決算の会社にあつては、年度最終時期です。もれのないよう処理をしましょう。

2016年3月

## お仕事備忘録

### 1. 国外財産調書

### 2. 財産債務調書

### 3. 確定申告の税額の延納の届出書

### 4. 個人の青色申告の承認申請

### 5. 所得税の更正の請求

### 6. 入社式の準備と最終確認

#### 1. 国外財産調書

居住者（非永住者以外の居住者に限られます。）が、その年の12月31日時点で、総額5,000万円を超える国外財産を有している場合には、必要事項を記載した「国外財産調書」をその年の翌年3月15日までに提出しなければなりません。

#### 2. 財産債務調書

従来あった「財産債務明細書」について、提出基準が見直された上で、「財産債務調書」となりました。この提出基準の見直しとは、従来の「その年分の所得金額が2,000万円超であること」に、“かつ、「その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること、又は、同日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が1億円以上であること」”が加わっています。この調書の提出期限は、その年の翌年3月15日です。

#### 3. 確定申告の税額の延納の届出書

確定申告書の所定の欄に延納税額を書いて提出することにより、その税額につき延納することができます。ただし、納付すべき所得税額の1/2相当額以上を納付期限までに納付することが条件のため、延納申請できる税額は、納付すべき所得税額の1/2相当額未満となります。なお、納付期限は3月15日、延納期限は納付した年の5月31日です。

#### 4. 個人の青色申告の承認申請

個人の青色申告の承認申請は、原則として青色申告をしようとする年の3月15日までに所轄税務署へ到達しなければなりません（到達日基準）。余裕をもって申請書を提出しましょう。ただし、1月16日以降に新規業務を開始する場合は、業務開始日から2ヶ月以内の申請となります。

#### 5. 所得税の更正の請求

確定申告を提出し、その申告期限後に計算の誤り等がある場合について一定の場合には、次の期間に限り、誤った申告額の訂正を求める更正の請求ができます。

- 平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する国税の場合
  - 通常申告・・・申告期限（3月15日）から1年以内
  - 還付申告・・・提出日から1年以内
- 平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税の場合
  - 通常申告・・・申告期限（3月15日）から5年以内
  - 還付申告・・・提出日から5年以内

#### 6. 入社式の準備と最終確認

いよいよ新入社員が入社します。次の最終チェックリストで準備のもれがないかどうか確認しましょう。

- ◆式次第の作成、挨拶する方への依頼などは済んでいますか？
- ◆新入社員への連絡はできていますか？
- ◆記念撮影の準備はできていますか？
- ◆歓迎会の準備、進行打合せはできていますか？
- ◆オリエンテーションなどの準備はできていますか？
- ◆配付備品は整っていますか？
- ◆社会保険事務、源泉徴収事務の準備はできていますか？



# お仕事 カレンダー

2016.3

確定申告期限であると同時に、3月決算会社は年度末です。また、4月入社準備等に追われる時期でもあります。もれのないようにスケジュールを立てましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	火	大安	
2	水	赤口	
3	木	先勝	
4	金	友引	
5	土	先負	啓蟄
6	日	仏滅	
7	月	大安	
8	火	赤口	
9	水	友引	
10	木	先負	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付(2月分) ●一括有期事業開始届(建設業)届出
11	金	仏滅	
12	土	大安	
13	日	赤口	
14	月	先勝	
15	火	友引	●確定申告の提出期限(所得税、住民税)、所得税納付期限(現金納付) ●国外財産調書・財産債務調書の提出期限 ●確定申告の税額の延納の届出期限 ●所得税の総収入金額報告書提出期限 ●個人の青色申告の承認申請期限(1月16日以降新規業務開始を除く) ●贈与税の申告の提出・納付期限
16	水	先負	
17	木	仏滅	
18	金	大安	
19	土	赤口	
20	日	先勝	春分の日 春分
21	月	友引	振替休日
22	火	先負	
23	水	仏滅	
24	木	大安	
25	金	赤口	
26	土	先勝	
27	日	友引	
28	月	先負	
29	火	仏滅	
30	水	大安	
31	木	赤口	●健康保険・厚生年金保険料の支払(2月分) ●個人事業の消費税確定申告の提出期限、納付期限(現金納付) ●有害物ばく露作業報告書の提出